相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道河西郡芽室町東六条四丁目一四番地、最後の住所北海道帯広市西二五条南二丁目七番地八一　被相続人　亡　高橋　慎次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

北海道帯広市西四条南一〇丁目三四番地センターシティI

相続財産管理人　弁護士　鈴木　茂雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市北大通三丁目一番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　金安　悦男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

事務所札幌市中央区北一条西一五丁目大通ハイム二〇五　知事公館前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市北大通三丁目一番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　金安　時男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

事務所札幌市中央区北一条西一五丁目大通ハイム二〇五　知事公館前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市北大通三丁目一番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　河野　次良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

事務所札幌市中央区北一条西一五丁目大通ハイム二〇五　知事公館前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市北大通五丁目五番地、最後の住所静岡県下田市四丁目八番二七号　被相続人　亡　岡田　暢子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

事務所札幌市中央区北一条西一五丁目大通ハイム二〇五　知事公館前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市栄町二丁目一五番地の一〇、最後の住所埼玉県和光市新倉二丁目五番四九―二一五号　被相続人　亡　物江　利文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目二五番地松亀プレジデントビル五階　法律事務所SAI

相続財産管理人　弁護士　安達　和茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市新町二丁目七二番地、最後の住所青森市大字浪館字近野二三番地一　被相続人　亡　齊藤己千郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

東京都港区西新橋一丁目二一番八号弁護士ビル八〇六新虎通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川口　智也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区平沼一丁目四番、最後の住所横浜市西区高島二丁目五番五号ハイツ横浜七〇一号　被相続人　亡　鍋島　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

横浜市中区日本大通一一横浜情報文化センター一一階

相続財産管理人　弁護士　渡部　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡入善町横山六四三番地一一、最後の住所富山市稲荷町一丁目四番五―二〇六号レオパレス二一稲荷町　被相続人　亡　亀田　洋輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

富山市新根塚町三丁目一番三号　アドレスビル二階

相続財産管理人　弁護士　西川　浩夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県あわら市下番第二五号一番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　庄田　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

福井県坂井市春江町江留上錦四四　春江法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今井　康人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市西区城北町三丁目一二一番地、最後の住所愛知県名古屋市西区浄心一丁目八番二五号　被相続人　亡　高木　博章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

愛知県春日井市松新町一丁目四番地ルネック二階名城法律事務所春日井事務所

相続財産管理人　弁護士　泉　希望子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢国一志郡片野村四一番屋敷、最後の住所不明　被相続人　亡　田中　光助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　弁護士　飯田　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区駒川四丁目一三番地、最後の住所奈良県生駒市東生駒三丁目二〇七番地三二一　被相続人　亡　河合　敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月七日

奈良市登大路町五番地修徳ビル二〇四号

飯田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　誠

第８期決算公告

平成29年８月７日

北海道苫小牧市表町２丁目１番１号

菱中海陸運輸株式会社

代表取締役　中村　英二

貸借対照表の要旨

（平成29年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,242,046	流動負債	2,630,904
固定資産	2,387,103	（賞与引当金）	(40,500)
繰延資産	928	固定負債	1,181,706
		（退職給付引当金）	(479,409)
		株主資本	3,817,467
		資本金	100,000
		利益剰余金	3,986,027
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,961,027
		（うち当期純利益）	(381,578)
		自己株式	△268,560
資産合計	7,630,077	負債・純資産合計	7,630,077